

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社Bに雇用され、工事現場の施工管理等の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、○年○月○日、工事現場において重量物を運搬中に膝を痛めたという。請求人は、同月○日、C医療機関を受診し、「左膝内側半月板損傷、外傷性変形性膝関節症」と診断され、その後、「右膝内側半月板損傷」と診断され、療養を継続した結果、○年○月○日をもって治癒（症状固定）となった。その後、請求人は、左膝高位脛骨骨切り術を施術することとなったため、監督署長は、○年○月○日をもって再発と認め、更に療養を継続した結果、○年○月○日をもって改めて治癒となった。

この間、請求人は、○年○月○日にDからEに転居している。

- 3 本件は、請求人が○年○月○日から○年○月○日までの期間に係るC医療機関、F医療機関及びG医療機関（以下「3医療機関」という。）への通院に要した費用（以下「本件移送費」という。）の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。
- 5 なお、請求人は、○年○月○日から○年○月○日までの期間に係る3医療機関

及びH医療機関への通院に要した費用（以下「前回移送費」という。）を請求したところ、監督署長は、請求人にこれを支給する旨の処分（以下「前回処分」という。）をしたが、本件処分の後、既に支給済みの前回移送費は支給基準を満たしていないとして、前回処分を取り消し、改めてこれを支給しない旨の変更決定処分（以下「変更決定処分」という。）をした。請求人は、変更決定処分を不服として、審査請求を経て再審査請求を行っている（平成30年労第115号事件）。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

請求人の本件移送費を支給しないとした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）労災保険法第13条第2項第6号所定の「移送」として療養上相当と認められる療養の給付範囲については、厚生労働省労働基準局長が、「移送の取扱いについて」（昭和37年9月18日付け基発第951号。平成20年10月30日付け基発第1030001号により一部改正。以下「通達」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものとする。

（2）そこで、本件について、通達に基づいて検討したところ、決定書理由に説示するとおり、請求人が通院した3医療機関は、請求人の住居地又は勤務地と同一の市町村内に存在する当該傷病の診療に適した労災指定医療機関であるとは認められず、また、請求人の住居地と同一市町村には、診療機器の整備状況、専門的知識・経験を有する医師の有無等に鑑みて、請求人の傷病に関し適切な診療を実施できる体制の確保された労災指定医療機関が複数存在しており、さらに、監督署長が、請求人に対して3医療機関において診療を受けるよう勧告

した事実も認められないから、当審査会としても、請求人の3医療機関への通院は、通達に示される移送の範囲に該当せず、移送費の支給対象とは認められないものと判断する。

(3) 請求人は、本件処分の取消しを求める理由として、前記第3の1(略)のとおり主張するが、いずれも独自の見解であって、採用することはできない。

(4) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。